

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区八丁堀3丁目28-12

氏名 寺田工業株式会社

代表取締役 寺田 明子

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第59条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年3月27日

文京区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

- 取り扱う一般廃棄物の種類 汚でい
- 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 運搬先 区長の指定する処理施設
株式会社京葉興業
- 作業場所 文京区の区域内
- 許可期間 令和8年4月1日 から
令和10年3月31日 まで
- 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この許可に不服がある場合は、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に文京区長に対して、書面をもって審査請求をすることができます。また、この許可の取消しを求める訴えは、この許可の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として(訴訟において区を代表する者は区長になります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この許可の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。